

第十九回国会 衆議院 厚生委員会 議録 第十三号

昭和二十九年三月十一日(木曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊思君

理事中川源一郎君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事岡 良一君

越智 茂君 助川 良平君

高橋 等君 安井 大吉君

山下 春江君 滝井 義高君

萩元たけ子君 柳田 秀一君

杉山元治郎君 山口シヅエ君

出席国務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員

厚生事務官 高田 正巳君

(業務局長) 安田 巖君

厚生事務官 (社会局長) 藤本 正康君

厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君

委員外の出席者

厚生事務官(大臣官房総務課長) 小山進次郎君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

三月十日

委員福田昌子君辞任につき、その補欠として長谷川保君が議長の名指で委員に選任された。

三月十一日

長谷川保君が理事に補欠当選した。

三月九日

あへん法案(内閣提出第八九号)

同月十日

クリーニング業法における試験制度

第一類第八号 厚生委員会議録第十三号 昭和二十九年三月十一日

存続に関する請願(前田榮之助君紹介)(第三一九六号)

同外一件(只野直三郎君紹介)(第三一九七号)

同(今井耕君紹介)(第三二二三号)

同(勝間田清一君紹介)(第三二六八号)

同(田中彰治君紹介)(第三二六九号)

同(井伊誠一君紹介)(第三二七〇号)

同(中川俊思君紹介)(第三二七一号)

同(上林與市郎君紹介)(第三二一八号)

清掃法制定に関する請願(只野直三郎君紹介)(第三一九八号)

生活保護法医療費支払に関する請願(中川源一郎君紹介)(第三二二四号)

指定薬品以外の医薬品販売業者資格制度に関する請願(黒金泰美君紹介)(第三二二五号)

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長に関する請願(勝間田清一君紹介)(第三二六四号)

戦傷病者の援護強化に関する請願(只野直三郎君紹介)(第三二六五号)

未帰還者留守家族の援護強化に関する請願(有田八郎君紹介)(第三二六六号)

象頭山国立公園施設整備促進に関する請願(福田繁秀君紹介)(第三二六七号)

生活保護法による保護基準率引上げ等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第三二二九号)

社会保障関係経費確保に関する請願

(大石ヨシエ君紹介)(第三三二〇号)

戦没者遺族に用慰金支給に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第三三二二号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第三三二三号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第三三二二二号)

社会保障費減額反対に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第三三二三号)

保健所国庫補助金復活に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第三三二四号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十日

社会保障費減額反対に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長関井仁)(第一六一四号)

同(長野県北佐久郡小諸町小諸療養所内堀内位智子)(第一六一五号)

昭和二十八年生活保護費並びに児童保護費不足額早期支払の陳情書(大阪府会議長梅本敏一)(第一六一六号)

遺族補償の拡張に関する陳情書(鳥取市東町鳥取県内地死没軍人軍属遺族補償促進連盟会長長福正晴)(第一六一七号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員の補欠選任

清掃法案(内閣提出第九号)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)(予)

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(予)

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(予)

医薬関係審議会設置法案(内閣提出第八二号)

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)(予)

あへん法案(内閣提出第八九号)

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず理事及び小委員補欠選任の件についてお諮りいたします。去る九日理事並びに生活改善に関する小委員でありました長谷川保君が委員を辞任せられたのに伴いまして、理事並びに同小委員に欠員を生じたので、その補欠選任を行いたいと思っておりますが、その補欠選任については委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○小島委員長 御異議なければ、再び委員に選任せられた長谷川保君を理事並びに生活改善に関する小委員に指名いたします。

○小島委員長 次に清掃法案を議題とし、審査を進めます。本案は清掃事業に関する小委員会の審査に付していただいておりますが、去る九日小委員会における審査を終了いたしました旨通知がありましたので、まず小委員長より小委員会における審査の経過等に関する報告を聴取したいと存じます。清掃事業に関する小委員長越智茂君。

○越智委員 ただいま議題となりました清掃法案につきまして、清掃事業に関する小委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

清掃法案は二月三日日本小委員会に付託せられ、三月一日東京都の清掃施設を調査するとともに、二月二十五日以来三回にわたり綿密なる審査を行つたのであります。技術的及び財政的援助、糞尿の使用法の制限による農家への影響、汚物取扱業に対する許可制、特殊汚物の処理及び多量の汚物の処理、清掃施設に対する補助並びに融資等について、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。

審査の結果、去る九日の小委員会において、お手元に配付いたしました修正案の成立を得たのであります。修正案のおもな点を申し上げます。

一、汚物の処理方法等が何等進歩の跡をみない現状にかんがみ、国の責務として、処理方法等に関する科学技術の向上をはかるべきことを加えたこと。

二、特別清掃地域または季節的清掃地域にあつては、業務上その他の事由で多量の汚物を排出する場合においても、その収集処分をすべて市町村長の責任とするとは、一部の者のために市町村長の責任を過重ならしめるうらみがあるので、かかる場合は、当該経営者その他に對し、市町村長がその汚物を処分することを命じ得るようにしたこと。

三、前項の場合、その命令に従わなかったときは、三万円以下の罰金に処し得ることとしたこと。

なお、右の罰則との均衡上、清掃作業を困難にするような特殊な汚物の排出者に対しても、命令に従わなかったときは、同様の罰則を適用し得ることとしたこと。

四、特別清掃地域等における海浜の清掃の確保をはかるため、海岸から二百メートル以内の海面には汚物を捨ててはならないこととしたこと。原案は百メートル以内でありました。

五、特別清掃地域内の河川、運河等に、他地域よりのごみの流入を防ぐため、河川、運河等には糞尿のほかごみも捨ててはならないこととしたこと。

六、特別清掃地域または季節的汚掃地域においては、糞尿をそのまま肥料として使用してはならないこととなる結果、その地域で農業を営む者は、糞尿を肥料として使う場合は、これを処理するために何等かの施設を設けなければならぬ。しかるにこの施設の設置をすべて農業経営者の個人的負担とするのは困難な場合もあるので、かかる場合は市町村長が農業経営に支障のないように必要な施設、たとえば多槽式消化槽のごときものを進んで設置するよう責務規定を設けたことであります。

七、汚物の運搬または処分を業とする者を、単に衛生上その他から取締るのみでは、運搬処分の計画的実施に支障を来すこと、運搬施設等を他に転用すること等のおそれがあるので、これらの運搬処分を業とする者も、収集を業とする者と同様に、許可を要することとしたこと。

八、清掃施設の近代整備をはかり、かつ災害時等における清掃事業の徹底をはかるため国庫補助の規定を設けたこと。

九、清掃施設の整備のために地方債の確保が重要であるにかんがみ、特に清掃施設の設置に要する資金を融通、あつせんすべき国の責務を明らかにしたこと等でありました。

本修正案について小委員会は慎重なる審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと議決いたしました。なお修正部分を除く他の原案についても、同じく全会一致で可決すべきものと議決した次第であります。

以上で小委員会における審査の報告を終ります。

なお本日、通産省より、特殊の汚物の処理についての市町村長の命令に違反した場合の罰則については、異議の申立てまたは不服の申立ての行政救済の道を開かれない旨の意見の申出がありましたことをつけ加えておきます。

○小島委員長 以上で小委員長の報告は終了しました。

この際清掃法案並びに清掃事業に関する小委員会において決しました同法案に対する修正案の両案に関し発言を求められておりますので、これを許可いたします。安井大吉君。

○安井委員 清掃事業は、明治三十三年、五十年前に法律が制定されたものでありまして、厚生行政の中で最も遅れておつたのであります。ここに本省及び内閣より新たに清掃法案の提出を見ましたことは一大進歩でありまして、国のためにまことに慶賀にたえません。従来病気に對する対策はかなり行き届いておつた。しかるにわれわれ

の足から下と申しますか、地下行政の開却といふことについては、国民のほとんど遺憾とするところであつたのであります。今小委員長の御報告のようによつて、清掃事業に今回補助を与える、起債に對する道を開く、そして市町村に對して非常な強化規定を設けられ、したことは、文化国家建設の上に貢献するところ多いものと考えまして、慶賀にたえないのであります。ここに私が一つの希望として申し上げたいことは、厚生省はどうかこの法律の施行におきましては、もう少し科学的に清掃事業を処理することを考えていただきたい。資源の開発のためにも、これらの汚物を単に処理するといふのでなくして、これを科学的に研究して、そして最も合理的に処分して行くような方に研究を怠らないようにしていただきたい。まことに五十年にして初めて清掃法が改正され、ここに文化国家の基礎がつくられるわけでありまして、清掃は観光である、観光は清掃であるといわれておる。この清掃事業に對して一段の進歩を見るものと思ひまして、私はここにこの法案に對して深く賛意を表するものであります。

○小島委員長 清井義高君。

○清井委員 先に小委員長に、一、二点この修正案に疑問があらますのでお尋ねをしておきたい。その第一は、この法律で「汚物」とは、ごみ、糞尿、ねこの死体、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体」となつております。ところが今小委員長の御報告の中にあらました五では、「河川、運河等に、他地域よりのごみの流入を防ぐため、河川、運河等には、ふん尿の

外ごみも捨ててはならない」というように、ごみだけになつておるわけでありまして。そうすると、汚物というものは、糞尿、ねこの死体というものは、一応問題外として、ごみのほかには、汚泥があるわけですが、こういうものは捨ててもいいことに小委員会では相なつたのでしようか。その点を先にちよつとお尋ねしたい。

○越智委員 これは定義に關することですから、ひとつ政府委員より答弁を願ひます。

○楠本政府委員 このごみという意味は、従来塵芥といわれておつた言葉を簡略にした趣旨でございまして、私どもが概念的にごみといふに理解しておるものほかに、さらに残飯であるとかあるいは魚のはらわたであるとか、あるいは工場等から出る特別の化学的な廃物、かようなものも一括して考へておりました。これらの点は法律を施行いたします際には、法律の解釈としてそれ／＼地方に明示いたしたい考へております。

○清井委員 われ／＼が普通ごみといふのは、ごみ箱に捨てておるもので、たとえば七輪でおこしたものの燃えがらはごみ箱にほうり込みます、それからみかんの皮、あるいは今言つた残飯といふものもごみ箱にほうり込みますね。こういうものを一括してごみといつておる。普通工場や鉱山からの化学的な排出物といふのはごみとは言わない。いわゆる常識的、社会的な通念ではこれは普通ごみとは言わない。五の中に「ごみ」と限定するならば、むしろここに燃えがら汚泥を捨ててはならぬ、こ

うした方がよいのじやないかと思ふの

ですが、その点はどうかお考へに、なりませうか。

○楠本政府委員 特に燃えがらというものを「ごみ」から除外して規定いたしました点は、実はこれは炭がらを考へておるのであります。北海道その他においては、暖房その他いろいろ工場等で使つた炭がらの始末はきつめて大きな問題であります。従ひましてここに特に燃えがらという表現をいたしたわけでありまして。なお、ごみといふものの中に、ただいま申し上げましたような、工場から排出される特殊の汚物といふようなものも含め、あるいは残飯、臓器といふようなものも含めておりますが、これらの特殊の汚物といふようなものについては、きつめて例が少いので、特にあげなかつたのであります。先ほども申し上げましたように、これらの点に關しましては、法律の解釈によつてこれを明らかにし、その徹底をはかる所存でございまして。

○清井委員 どうも今の答弁でははつきりしないのです。これはきつめて重大なところですが、それでは、ごみのほかに燃えがらということが三条にあるのですから、燃えがらと汚泥を捨ててもかまわないかといふことなんです、どうですか。

○楠本政府委員 河川に燃えがらあるいは汚泥を捨ててはならないことは、これは軽犯罪法にも規定してございまして。ただ個々の場合におきましては、これらのものが、清掃の観点からいたしますれば、清掃を著しく阻害するやうなことは、市内においては別といたしまして、郊外等においては必ずしもさう多い例ではあるまい。むしろこれらの問題は、他の観点から根本的には

処理すべきもの、かように考えておる次第であります。

○濠井委員 どうも問題の核心に触れないのですが、私の質問は、ただごみだけを捨ててはならぬとこの小委員長は報告にありますが、そのごみだけでいいのか、燃えがらや汚泥というものはなせ入れなかつたかということなんです。これは、入れなかつたのは小委員会の方で入れなかつたのですが、厚生当局で衛生上の観点から考えて、ただ特別清掃地域の河川、運河にはごみのほか捨てるにいいという解釈に異はなつてしまふ。だから燃えがらや汚泥を捨ててはならぬというところを入れる方が、この修正案は妥当ではないかということなんです。その点はどうですか。

○楠本政府委員 ただいまも申し上げましたように、これはいわゆる特別清掃地域以外の地域であります。従いましてこれらの場所にはそれほど大きな燃えがらあるいは汚泥等を発する施設が乏しい。従つて全体から見れば少くとも清掃上は大した障害になるまいという考え方でございます。

○濠井委員 そうするとその燃えがらや汚泥は入れる必要はない、こういう解釈ですか。

○楠本政府委員 一応清掃という観点からいたしますと、これは必要がなからうというふうに考えております。

○濠井委員 それはどうも関係者をあずかつている技術者としては、きわめて認識不足です。特別清掃地域なものは、これは市なんかになる、しかも都道府県知事が指定すればなるということになつておるわけです。これはたとえば北九州の都市、あるいは筑豊炭

田の諸都市は全部市制をしいておるから特別清掃地域になつてしまふ。そうしますと、ごみは捨てては悪いけれども、燃えがらや汚泥は何ぼ捨ててもいいのだ、こういう解釈はこれで行けば成り立つわけなんです。そうしますと、あなたの方でわれ／＼にくれておる清掃法案の関係資料の五ページの問題点を見てみますと、その三には、結局あき地とか河川等にそういうものを捨て場所がだん／＼なくなつて捨てて来出した、こういうことがいわゆる伝染病発生の大原因になつておるといふことを書いておるわけです。そうすると川に燃えがらや汚泥を何ぼ捨ててもいいということになると、どん／＼捨てる原因はどういうところにあるかという、上流におけるダム建設がうまくできていない、あるいは砂防工事がうまくできていない、とともに築堤が悪いということ、さらにいま一つの大きな原因は、河川の浚渫が行われていないということが災害の大きな原因である。いわゆる天井川ができておる。ところが天井川というものは、単に砂防が懸かつたために上流から砂が流れて来るばかりではない。あなたのここに書いておる通りごみや、ちりや、あくたや、汚泥をどん／＼川の中に捨てるかというところがあるわけなんです。捨てるところと捨てる場所がない。たとえは国会の掃除をしておる者がごみをもつてここに捨てておるかと思つて昨日の朝行つて見たら、みんな前のみぞに捨てておる。国会自身全部その前のみぞに捨てておる。そういう関係から考えると、これはごみだけではくあいが悪い。やはり当然燃えがらや汚泥も捨

てはならないようにしないといふのが悪いと思ふのですが、この点きわめて重大な点ですから……

○楠本政府委員 御指摘のようにこの法案においては、市内におきましては、燃えがらやその他の汚物一切を川に捨ててはならぬことになつております。ただ、たゞ／＼郊外、いなかのよるな地域におきましては、燃えがら等を出す施設が比較的少からうといふ考えから、かようなところにはやむを得ぬ場合もあるかと考えておるわけでありまして。しかしながらこれはもちろん清掃という考えからさういふにいたしております。従いまして特に特殊な汚物を出すような施設が山の中にあつて、それが盛んにその川に燃えがらを捨てるといふようなことは、この法律では取締れないわけでありまして。しかしながらこの法律はあくまで清掃という考えから出発をいたしておりますので、他の目的のことは他の目的の法律において処理すべきである、かように考えておるわけでありまして。しかし御指摘のように、たとえば東京都内あるいは市内、いわゆる特別清掃地域内におきましては、川にいわゆる汚物も捨ててはならないと、それは明らかに規定してございます。

○濠井委員 いかなる汚物も捨ててはならないとあなたがいふら言われても、ここにちやんと定義が書いてある。汚物とはここに燃えがら、汚泥と書いてある。しかも、いかなる汚物も捨ててはならないとあなたは言われるけれども、捨ててはならないのはごみだけだと修正案には出て来たわけなんです。だからその間の論理の矛盾があると思ふのです。ここに、捨ててならな

いのはごみだけでございますと書いてある。だからごみのほかにいかなる汚物も捨ててはならないとはつきり書いた方がわかりやすい。こういう清掃法というものは大衆がよくわからなければ衛生的な協力はできないものです。あなただけがわかつておつてもだめです。みなの大衆が読んでもわかるような法律でなくちやいかぬ。だからいかなる汚物もという、そのいかなる汚物というのには、ごみ、燃えがら、汚泥、糞尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体でございまして書いてやつた方が早いのであつて、わざわざここに「糞尿の外ごみ」と書いてあるわけですから、それを言つておるわけです。

○濠井委員 ただいま濠井委員の御質問でありましたが、この五というものは特別清掃地域内のことと書いておる。濠井委員のおつしやるのはそれ以外のこともおつしやつておるようでありまして、小委員会においていろいろ討議されたことを安井委員から詳しく御説明いただきます。

○安井委員 ただいま燃えがらの問題であります。第十一條はやはりこの問題についてさういつたような議論もあつたのであります。第一項の特別清掃地域と季節的清掃地域と限つたところは、今お話の通り、但しその特別に指定しない区域の河川に対しては、それを深く縛るというよりは、清掃、いわゆる河川をきれいにして、美観にしようという意味に移つて行くのであります。そこでたゞ／＼これを入れましたことは、すなわち上流においてごみを捨て水害の原因になつても困る、それが清掃地域に入つて来たときを憂えて、上流においてもなるべくごみを

捨てるな、尿尿を捨てるのは伝染病予防のために未然に防げ、こういう趣旨をもつて入れたのでありますから、清掃地域と季節的清掃地域以外の地域全体に対して何も捨ててはいかぬという取締法は、清掃としての考え方であるよりも河川の取締りであるという疑いもあつたので、この場合は小委員の皆さんが知恵をしぼつてこれだけは入れておこう、こういうことになつたのでありますから、経過を申し上げておきます。

○濠井委員 実は私も、ただ一般論としてははかの河川のことと言つたのですけれども、やはり問題は私は特別清掃地域の問題を言つておるわけなんです。従つて特別清掃地域の中においては、燃えがらや汚泥を捨ててもいいというところになつてしまふわけです。特に燃えがらや汚泥の方が特別清掃地域には多いのです。それでこれはちよつとどうも……

○楠本政府委員 第十一條をお読みいただくとわかりますが、濠井先生のおつしやるように規定してございます。市内その他の特別清掃地域におきましては、汚物は一切捨ててはならないのであります。単にごみと糞尿だけはいかなる川にも捨ててはならない、という考え方でございます。

○濠井委員 わかりました。そうしますと、特別清掃地域内においてはいかなる汚物も捨ててはならない、こういうことになりまして、現在石炭の値段が下りましたからもうでもありませうが、いわゆる洗炭をいたします場合、石炭のボタを河川で洗います。そうするとそれは汚泥になつて河川の中にとん／＼流入して来ますが、これは

石炭のブロッティングをやつた後の油と泥の混つた汚泥として、当然この汚泥の中に入ると解釈してさしつかえありませんね。

○楠本政府委員 その通りであります。

○滝井委員 ではそれでよろしゅうございませう。

○小島委員 他に御発言はございせんか。——他に御発言がなければお諮りいたします。

清掃事業に関する本案の小委員長の報告は、お手元に配付いたしてある修正案の通り、修正議決であります。本案を小委員長の報告の通り決するに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員 御異議なしと認め、そのように決します。

なお本案に関する委員会の報告に關しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 次にあへん法案を議題とし、審査に入ります。

まず草葉厚生大臣より趣旨の説明を聴取したいと存じます。厚生大臣。

あへん法案

あへん法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 禁止（第四条—第十条）

第三章 栽培（第十一条—第二十八條）

第四章 収納及び売渡（第二十九條—第三十五條）

第五章 管理（第三十六條—第四十一条）

第六章 監督（第四十二条—第四十五条）

第七章 雑則（第四十六条—第五十条）

第八章 罰則（第五十一条—第六十二条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、医療及び學術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、国があへんの輸入、輸出、収納及び売渡を行い、あわせて、けしの栽培並びにあへん及びけしがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とする。

（目的）

第二条 あへん輸入、輸出、けし耕作者及び甲種研究栽培者からの一手買取並びに麻薬製造業者及び麻薬研究施設の設置者への売渡の権能は、国に専属する。

（定義）

第三条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 けし パバヴエル・ソムニフ

エルム・エル、パバヴエル・セテ

イゲルム・デーシー及びその

他のけし属の植物であつて、厚生大臣が指定するものをいう。

二 あへん けしの液じゅうが凝固したもの及びこれに加工を施したもの（医薬品として加工を施したものを除く）をいう。

三 けしがら けしの麻薬を抽出することができるところ（種子を除く）をいう。

四 けし栽培者 けし耕作者、甲種研究栽培者及び乙種研究栽培者をいう。

五 けし耕作者 採取したあへんを国に納付する目的で、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

六 甲種研究栽培者 あへんの採取を伴う學術研究のため、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

七 乙種研究栽培者 あへんの採取を伴わない學術研究のため、第十二条第二項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。

八 麻薬製造業者 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬製造業者をいう。

九 麻薬研究者 麻薬取締法に規定する麻薬研究者をいう。

十 麻薬研究施設 麻薬取締法に規定する麻薬研究施設をいう。

第二章 禁止

（けしの栽培の禁止）

第四条 けし栽培者でなければ、けしを栽培してはならない。

（あへんの採取の禁止）

第五条 けし耕作者又は甲種研究栽培者でなければ、あへんを採取してはならない。

（輸入及び輸出の禁止）

第六条 何人も、あへんを輸入し、又は輸出してはならない。但し、国の委託を受けた者は、この限りでない。

2 何人も、厚生大臣の許可を受けなければ、けしがらを輸入し、又は輸出してはならない。

（譲渡及び譲受の禁止）

第七条 何人も、国以外の者にあへんを譲り渡し、又は国以外の者からあへんを譲り受けてはならない。

2 けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、けしがらを譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

3 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者にけしがらを譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者からけしがらを譲り受けてはならない。

（所持の禁止）

第八条 けし耕作者、甲種研究栽培者、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、あへんを所持してはならない。

2 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。

3 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを第三十条の規定により厚生大臣が定めるその年の納付期限をこえて所持してはならない。

4 麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者は、国から売渡を受けたあへん以外のあへんを所持してはならない。

5 けし栽培者、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、けしがらを所持してはならない。

（吸食の禁止）

第九条 何人も、あへん又はけしがらを吸食してはならない。

（廃棄の禁止）

第十条 何人も、厚生大臣の許可を受けなければ、あへんを廃棄してはならない。

第三章 栽培

（栽培区域及び栽培面積）

第十一条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がけしを栽培することができ区域及び面積を定めて、公告する。

（栽培の許可）

第十二条 採取したあへんを国に納付する目的で、又はあへんの採取を伴う學術研究のため、けしを栽培しようとする者は、あらかじめ栽培地及び栽培面積並びにあへんの乾そう場及び保管場を定めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 あへんの採取を伴わない學術研究のため、けしを栽培しようとする者は、あらかじめ栽培地及び栽培面積並びに栽培面積を定めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。

3 前二項の許可を申請するには、栽培地の都道府県知事を經由して、申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、意見を附して、これを厚生大臣に進達するものとする。

（欠格事由）

第十三条 左の各号の一に該当する者には、前条第一項又は第二項の許可を与えない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中症者

四 禁治産者又は準禁治産者

五 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中症者

六 禁治産者又は準禁治産者

七 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中症者

八 禁治産者又は準禁治産者

九 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中症者

十 禁治産者又は準禁治産者

十一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中症者

十二 禁治産者又は準禁治産者

十三 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中症者

十四 禁治産者又は準禁治産者

十五 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中症者

十六 禁治産者又は準禁治産者

十七 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中症者

(許可の制限)
第十四条 左の各号の一に該当する者には、第十二条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第四十二条の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 この法律、麻薬取締法若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)に違反する罪又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十四章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

三 けしの栽培上又は取締上不適当と認められる場所に栽培しようとする者

四 学術研究のため栽培しようとする場合を除き、申請に係る栽培面積が著しく狭い者

五 けし栽培者として必要な経営的又は技術的能力を有しないと認められる者

六 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前条各号の一又は第一号若しくは第二号に該当する者があるもの

(栽培許可証)
第十五条 厚生大臣は、第十二条第一項又は第二項の許可を与えたときは、その申請者に栽培許可証を交付しなければならない。
2 栽培許可証には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 けし栽培者の氏名又は名称

二 けし栽培者の住所

三 栽培地

四 栽培面積

五 その他厚生省令で定める事項
3 けし耕作者又は甲種研究栽培者に交付する栽培許可証には、前項各号に掲げる事項のほか、あへんの乾そう場及び保管場を記載しなければならない。

4 栽培許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
(許可の有効期間)

第十六条 第十二条第一項又は第二項の許可の有効期間は、許可の日から一年以内の九月三十日までとする。
(栽培地以外における栽培等の禁止)

第十七条 けし栽培者は、許可を受けた栽培地以外の場所、又は許可を受けた栽培面積をこえて、けしを栽培してはならない。

2 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、許可を受けたあへんの乾そう場以外の場所であへんの乾そうし、又は許可を受けたあへんの保管場以外の場所であへんを保管してはならない。
(許可の変更)

第十八条 けし栽培者は、厚生大臣に対し、栽培地、栽培面積又はあへんの乾そう場若しくは保管場について、第十二条第一項又は第二項の許可の変更を申請することができる。但し、都道府県の区域をこえてこれらの事項を変更しようとする場合は、この限りでない。
2 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の申請について、第十

四条第三号から第五号までの規定は、前項の規定による許可の変更について準用する。

3 第一項の申請をするには、申請書に栽培許可証を添付しなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の規定により許可を変更したときは、栽培許可証の記載のうち当該変更に係る部分を訂正して、これを申請者に交付しなければならない。
(事故の防止)

第十九条 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを国に交付するまで、かぎをかけた堅固な設備内に収めてこれを保管しなければならない。但し、乾そう中は、かぎをかけた設備内に保管することができる。

2 前項に定めるもののほか、けし栽培者が、あへん又はけしがらについて、滅失、盗難、紛失その他の事故を防止するためとなるべき措置については、厚生省令で定める。

(事故の届出)
第二十条 けし栽培者は、その所有するあへん又はけしがらにつき、滅失、盗難、紛失その他の事故が生じたときは、すみやかに、都道府県知事を経由して、その数量、その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を厚生大臣に届け出なければならない。

(けしがらの譲渡及び廃棄)
第二十一条 けし栽培者は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者又は他のけし栽培者にけしがらを譲り渡し、又はこれらの者か

らけしがらを譲り受けたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければならない。

2 けし栽培者は、けしがらを廃棄しようとするときは、あらかじめ廃棄の日時、場所及び方法を都道府県知事に届け出なければならない。

3 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには、前項の規定によつて届け出た方法によらなければならない。但し、あへん監視員から廃棄の方法につき指示を受けたときは、これに従わなければならない。
(変更の届出)

第二十二条 けし栽培者は、第十五条第二項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をするには、届出書に届出の事由を証する書面及び栽培許可証を添付しなければならない。

3 第十八条第四項の規定は、第一項の届出があつた場合に準用する。
(再交付)

第二十三条 けし栽培者は、栽培許可証をき損し、又は亡失したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣に栽培許可証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に、その事由を記載し、且つ、栽培許可証をき損した場合にあつて

は、その栽培許可証をこれに添付しなければならない。

3 けし栽培者は、第一項の規定により栽培許可証の再交付を受けた後、亡失した栽培許可証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣にその栽培許可証を返納しなければならない。
(許可の失効の届出)

第二十四条 けし栽培者が死亡し、又は法人たるけし栽培者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、十五日以内に、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をするには、届出書に栽培許可証を添付しなければならない。

(廃止の届出)
第二十五条 けし栽培者は、けしの栽培又は研究を廃止したときは、すみやかに、都道府県知事を経由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をしたときは、第十二条第一項又は第二項の許可は、その効力を失ふ。

(けし耕作者の栽培義務)
第二十六条 けし耕作者は、正当な理由がなければ、けしの栽培を廃止し、又は栽培面積を縮小してはならない。
(許可証の返納)
第二十七条 けし栽培者は、その許可が効力を失つたときは、十五日

以内に、都道府県知事を経由して、厚生大臣に栽培許可証を返納しなければならぬ。

(許可が失効した場合等の措置)

第二十八条 けし栽培者は、第二十五条第二項の規定によりその許可が効力を失ひ、又は第四十二条の規定によりその許可を取り消されたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、現に所有するあへん及びけしがらの数量を厚生大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、届出事由が生じた日から起算して五十日間は、第八条第一項の規定を適用しない。

3 第一項の者であつてけしがらを所有するものについては、その者が届出事由が生じた日から起算して五十日以内にそのけしがらをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る、その譲渡については、第七條第二項の規定を適用せず、また、その者のそのけしがらの所持については、同期間内に限り、第八条第五項の規定を適用しない。

4 第二十一条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしがらを譲り渡し、又は廃棄する場合について準用する。

5 前各項の規定は、けし栽培者が死亡し、又は法人たるけし栽培者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しく

は合併により設立された法人の代表者について準用する。

第四章 収納及び売渡

(収納)

第二十九条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が採取したすべてのあへんを収納する。

(納付期限)

第三十条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がその採取したあへんを国に納付すべき期限を定めて、公告する。

(収納価格)

第三十一条 国は、納付されるあへんの収納価格は、厚生大臣が大蔵大臣と協議してけし栽培者の生産事情、あへんの輸入価格及びその他の経済事情を考慮して定める。

2 厚生大臣は、毎年九月三十日までに、あへんの収納価格を公告する。

(収納代金)

第三十二条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が納付したあへんのモルヒネ含有量を鑑定し、その含有量に応じて、収納代金を支払う。

2 収納代金の額は、収納の年の前年に前条第二項の規定により厚生大臣が公告した収納価格による。

3 第一項の鑑定の方法は、厚生省令で定める。

4 国は、あへんを収納したときは、第一項の鑑定の結果が判明する前に、政令の定めるところにより、収納代金の一部を支払うことができる。

(災害補償)

第三十三条 国は、けし耕作者の栽培したけしが、発芽後あへん採取前に風害、水害、雨害、震害、ひょう害、冷害、雪害、凍害、干害、病害その他の災害にかかり、その年度に採取したあへんの収納代金の額が、政令の定めるところにより算定するその者の平年度収納代金の額の十分の七に達しないときは、その平年度収納代金の額の十分の七とその年度の収納代金の額との差額の二分の一に相当する金額の範囲内で、補償金を交付することができる。

(売渡)

第三十四条 国は、その所有するあへんを、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に売り渡すものとする。

(売渡価格)

第三十五条 あへんの売渡価格は、政令で定める。

2 売渡価格を定めるに当つては、あへんの輸入、収納、保管及び事務取扱に要する費用並びに第三十三条に規定する災害補償に要する費用の額等を考慮しなければならない。

第五章 管理

第三十六条 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、その所有し、又は管理するあへんを、かぎをかけた堅固な設備内に収めて保管しなければならない。

(保管)

2 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、その所有し、又は管理するけしがらを、かぎをかけた設備内に収めて保管しなければならない。

(事故の届出)

第三十七条 第二十条の規定は、麻

薬製造業者又は麻薬研究者が所有し、又は管理するあへん又はけしがらにつき事故が生じた場合に準用する。

(けしがらの廃棄)

第三十八条 第二十一条第二項及び第三項の規定は、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者がけしがらを廃棄する場合に準用する。

(帳簿)

第三十九条 麻薬製造業者は、麻薬取締法第三十七条第一項に規定する帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 譲り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したあへんの数量及びその年月日

二 輸入し、輸出し、譲り渡し、譲り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したけしがらの数量及びその年月日

三 けしがらの輸入、輸出、譲渡又は譲受の相手方の氏名又は名称及び住所

四 第三十七条において準用する第二十条の規定により届け出たあへん又はけしがらの数量

2 麻薬研究者は、麻薬取締法第四十條第一項に規定する帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新たに管理に属し、又は管理を離れたあへん又はけしがらの数量及びその年月日

二 研究のために使用したあへん又はけしがらの数量及びその年月日

三 第三十七条において準用する第二十条の規定により届け出た

あへん又はけしがらの数量

(届出)

第四十条 麻薬製造業者は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初にあへん又はけしがらを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

二 その期間中に麻薬の製造のためにあへんを使用したときは、その使用したあへんの数量

三 その期間中にけしがらを譲り渡し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は麻薬の製造のためにけしがらを使用したときは、その譲り渡し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は使用したけしがらの数量並びにその譲渡又は譲受の相手方の氏名又は名称及び住所

四 期末にあへん又はけしがらを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

2 麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の十月十六日にあへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

二 前年の十月十六日からその年

の十月十五日までの間に新たに管理に属したあへん若しくはけしがらがあるとき、又は同期間内に研究のためにあへん若しくはけしがらを使用したときは、その新たに管理に属し、又は使用したあへん又はけしがらの数量

三 その年の十月十五日にあへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

(免許が失効した場合等の措置)
第四十一条 麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者は、麻薬製造業者の免許が効力を失い、又は麻薬研究施設が麻薬研究施設でなくなつたとき(麻薬製造業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が麻薬製造業者となつたときを除く。)は、十五日以内に、麻薬製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬研究施設の設置者にあつては都道府県知事に、現に所有するあへん又はけしがらの数量を届け出なければならない。

2 前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、その届出事由が生じた日から起算して五十日間、第八條第一項の規定を適用しない。

3 第一項の者であつてけしがらを所有するものについては、その者が届出事由が生じた日から起算して五十日以内に、そのけしがらをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る、その譲渡については、第七條第二項の規定を適用せず、

また、その者のそのけしがらの所持については、同期間内に限り、第八條第五項の規定を適用しない。

4 第二十一条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしがらを譲り渡し、又は廃棄する場合について準用する。

5 前各項の規定は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

第六章 監督

(許可の取消)

第四十二条 厚生大臣は、けし栽培者が第十三條第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その許可を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、けし栽培者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく命令若しくは厚生大臣の処分違反したとき、又は第十四條第二号若しくは第六号に該当するに至つたときは、その許可を取り消すことができる。

(聴聞)

第四十三条 厚生大臣は、前條の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ当該けし栽培者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の

一週間前までに、当該けし栽培者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞においては、当該けし栽培者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4 厚生大臣は、当該けし栽培者又はその代理人が正当の理由がなくして出頭しないときは、聴聞を行わないで前條の規定による処分を行うことができる。

(報告の徴収等)

第四十四条 厚生大臣は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾草若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の製造所若しくは研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者の質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

2 都道府県知事は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾草若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

3 前二項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。

4 あへん監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

(麻薬取締官及び麻薬取締員のあへん等の聴受)

第四十五条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、あへん又はけしがらに関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からもあへん又はけしがらを譲り受けることができる。

第七章 雑則

(手数料)

第四十六条 左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

申請書一通につき五百円

二 けし栽培の許可の変更を申請する者

申請書一通につき三百円

三 栽培許可証の再交付を申請する者

栽培許可証一通につき百円

(交付金)

第四十七条 国は、政令の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県に交付する。

(国庫に帰属したあへん等の処分)

第四十八条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属したあへん又はけしがら(この法律の規定により収納したあへんを除く。)について、大蔵大臣と協議して必要な処分をすることができる。

(同一人が二以上の資格を有する場合の取扱)

第四十九条 けし栽培者が同時に麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合又は麻薬製造業者が同時に麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中あへん又はけしがらの譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬製造業者の免許を有し、又は二以上の麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

第八章 罰則

(実施命令)

第五十条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第五十一条 第四條、第五條、第六條、第七條、第八條第一項、第

二項、第四項若しくは第五項又は第九条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第五十二条 営利の目的で前条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十萬圓以下の罰金に処する。

第五十三条 常習として第五十一条の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の規定にあたる行為が前条の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十萬圓以下の罰金に処する。

第五十四条 前三条の罪に係るあへん又はけしからずで、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。但し、犯人以外の者の所有に係るときは、没収しないことができる。

第五十五条 第八条第三項又は第七十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 第五十一条、第五十二条、第五十三条又は前条の規定にあたる行為が刑法第二編第十四章の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条の規定による許可を受けないであへんを廃棄した者
二 第十五条第四項、第十九条第一項又は第三十六条第一項の規定に違反した者

三 第二十条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、又は第四十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあたり、虚偽の届出をした者

四 第三十九条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿に記載をせず、又は虚偽の記載をした者

第五十八条 第二十条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項又は第四十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十九条 左の各号の一に該当する者は、五萬圓以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項（第二十八条第四項又は第四十一条第四項において準用する場合を含む。）又は四十条第一項若しくは第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は

立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第六十条 第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反した者は、一萬圓以下の罰金に処する。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一条、第五十二条、第五十三条第二項、第五十五条又は第五十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 第二十三条第一項若しくは第三項又は第二十七条の規定に違反した者は、一萬圓以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 麻薬製造業者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱業者であつて、この法律の施行の際現にあへん又はけしがら所持しているものについては、この法律の施行の日から起算して五十日間、第八條第一項及び第五項の規定を適用しない。

3 この法律の施行の際現にあへんを所持している麻薬製造業者又は麻薬研究者については、その現に所持しているあへんに関する限り、第八條第四項の規定を適用しない。

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の麻薬取締法第十二条第二項の規定による許可を受けてけしを栽培している者は、第十二条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

5 前項の者が採取したあへんについては、その収納代金の額は、第三十二条第二項の規定にかかわらず、厚生大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによる。

6 第三十五条の規定は、この法律の施行の際現に国が所有しているあへんについては、適用しない。

7 麻薬取締法の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「麻薬原料植物」を「麻薬原料植物（けしを除く。以下同じ。）」に、「又は麻薬を製造し、若しくは使用する」を「麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する」に改め、同条中第二号を第五号とし、以下第十八号までを順次三号づつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 けし あへん法（昭和二十九年法律第 号）に規定するけしをいう。

三 あへん あへん法に規定するあへんをいう。

四 けしがら あへん法に規定するけしがらをいう。

（昭和二十三年法律第二百二十四号）若しくはあへん法に、同項第四号中「若しくは大麻を」と、大麻若しくはあへんに改める。

第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。

第十三条中「麻薬（前条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。）」を「麻薬（前条第一項及び第二項に規定する麻薬を除く。以下第十九条までにおいて同じ。）」に改める。

第二十條第一項中「麻薬」を「麻薬（第十二條第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。）」に改める。

第二十一条第一項中「麻薬の品名」を「麻薬、あへん又はけしがらの品名」に改める。

第二十七条第三項中「麻薬の中毒者」を「麻薬又はあへんの中毒者」に改める。

第三十七條第二項中「記載」を「記載（麻薬製造業者にあつては、あへん法第三十九條第一項の規定による記載を含む。）」に改める。

第四十條第三項中「記載を」記載（あへん法第三十九條第二項の規定による記載を含む。）」に改める。

第五十條第一項中「麻薬に中毒している」を「麻薬又はあへんに中毒している」に、「中毒している麻薬」を「麻薬に中毒している場合にあつては当該麻薬」に改める。

第五十四條第五項中「若しくは大麻取締法」を「大麻取締法若

しくはあへん法」に、「麻薬中毒」を「麻薬若しくはあへん中毒」に改める。

第六十二条を次のように改める。
(同一人が二以上の資格を有する場合の取扱)

第六十二条 同一人が二以上の麻薬営業者の免許を有する場合又は麻薬営業者が同時に麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬診療施設を開設し、若しくは二以上の麻薬研究施設を設置する場合又は麻薬診療施設の開設者が麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

第六十五条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九條但書を削る。

第七十四條中「第六十五條第一項若しくは第二項」を「第六十五條」に改める。

別表中第一号を次のように改め、第二十四号中「含有する物」を「含有する物であつて、あへん、けしがら及びけしの種子以外のもの」に改める。

一 コカ葉

8 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大麻取締法の一部改正)

9 大麻取締法の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「又は大麻」を「大麻又はあへん」に改める。
(医師法の一部改正)

10 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。
(歯科医師法の一部改正)

11 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。
(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

12 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。
(歯科衛生士法の一部改正)

13 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「若しくは大麻」を「あへん若しくは大麻」に改める。
(獣医師法の一部改正)

14 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。
(毒物及び劇物取締法の一部改正)

15 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。
(出入国管理令の一部改正)

16 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「又は大麻」を「大麻又はあへん」に、同項第六号中「麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百一十三号)」を「麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)」に、若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第二百一十四号)に定める大麻」を「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百一十四号)に定める大麻若しくはあへん法(昭和二十九年法律第 号)に定める大麻若しくはあへん若しくはけしがら」に改める。

第二十四條第四号中「大麻取締法」の下に「あへん法」を加える。

17 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第四十九號の次に次の一号を加える。

四十號の二 あへんの輸入、輸出、収納及び売渡、あへん末の輸入及び輸出並びにけしの栽培の許可及び許可の取消を行うこと。

第十一條中第十一號を第十二號とし、第十號を第十一號とし、第九號の次に次の一号を加える。

十 あへんの収納及び売渡を行い、並びにあへんに関する取締りを行うこと。

(大蔵省設置法の一部改正)

18 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十七號及び第七條第十六號中「アルコール」を「アルコール及びあへん」に改める。

○草葉國務大臣 ただいま議題となりましたあへん法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

あへんは、国民生活上必要不可欠な麻薬の原料として、きわめて貴重なものであることは申すまでもないところでありまして、このあへんの供給につきましては、国がその適正な調整をはかつて来たのでありますが、あへんの国内保有量は逐次減少いたしまして、今後、国が輸入の方途を講ずるとともに、終戦直後禁止されましたけしの栽培をこの際復活する必要が生じて来たのであります。また一方我が国は、一九五三年六月ニューヨークにおいて調印いたしました条約、すなわち、けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の要請に基づきまして、あへんの輸入、輸出、一手買取り及び売渡しの機能を国に専属せしめる義務も生ずることとなりますので、これらの諸情勢に即して国民医療の万全を期

するのために、このたび、あへん法案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、けしの栽培についてであります。あへんの生産計画及び取締り上の観点から栽培区域並びに栽培面積を指定し、その範囲内におきまして、適正にして栽培経営能力等を有する者に栽培許可を与え、あへんの生産をさせることとしたしております。また、けし栽培の経営につきましては、遺憾なきを期するため特にけし耕作者に対して、播種前における収納価格の公告、モルヒネ鑑定前の概算払い及び災害補償等の制度を設けております。

なお學術研究のため、特にけしの栽培、あへんの採取等を希望する者のために、研究栽培者の制度もあわせて考慮いたしております。

第二に、あへんの収納及び売渡しについて申し上げます。国は、けし耕作者等の生産したあへんをすべて収納いたしますが、その収納価格は、あへんの生産事情、輸入価格及びその他の経済事情等を考慮して適正な価格を定めることにいたしております。また、収納いたしましたあへんは、輸入しましたあへんとともに国が保有し、国内需給事情に即して適正な数量を麻薬製造業者に売り渡し、もつて医療用麻薬の適正な生産を期しております。

第三に、取締りについて申し上げます。あへんは前述のごとく医療上不可欠の麻薬の原料であります。その反面恐るべき有害作用がありますので、従来麻薬取締法に基づきまして種々の取締りを行つて来たのでありまして、このあへん法案におきましても、

麻薬取締法にのつとり、同様の取締りをするにいたしてあります。特にけしの栽培の復活に伴いまして、けしの栽培、あへん、けしがら等の取扱いに關し、新たな取締りが必要となつて参りますので、取締り規定を整備いたしますとともに、あへん監視員の制度を設けて、取締り上遺憾なきを期しております。

以上が、この法律案の概要であります。あへんに關しましては、すでに明治十一年薬用阿片売買並製造規則の制定以來、けし栽培を許可しあへんの生産をさせるとともに、国はあへんについて専売を行つて来たのであります。さらに、明治三十年には、この規則を整備いたしました。阿片法を制定し、爾來昭和二十三年に至るまで施行して来たのであります。昭和二十年、連合軍總司令部の覚書によつてけしの栽培は禁止され、あへんは凍結されたため、昭和二十三年麻薬取締法の制定を契機として廃止されて今日に及んでおるのであります。従いまして、今日冒頭に申し述べました通りの事情が生じておりますので、何とぞ右の事情御了察の上、慎重御審議、すみやかに可決せられんことを切望する次第であります。

○小島委員長 本案並びに身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、医療関係審議会設置法案及び医療法の一部を改正する法律案等を一括して議題とし、質疑の通告が

ありますのでこれを許可いたします。岡良一君。

○岡委員 私はただいま許可いたされまして一連の法律案、特にあへん法に關連をしてこの際厚生大臣にお伺いをいたしたいと思つてあります。昨今の新聞紙によると、ヒロポンの中毒がゆゆしき社会的影響を及ぼしておるといふことが伝えられておるのであります。これはまたその記事によつても、厚生当局もその事態を明確に認識をしておられるのであります。今日となればもはや麻酔剤による中毒よりも、この興奮剤であるヒロポンによる中毒が、社会的にも非常に反社会的な犯罪の温床にもなつておる。これはわれわれとしても見のがすことのできない、また傍観することのできない大きな社会的不幸と考えておるのであります。従つてこのような事態に對しては、当然厚生省としても重大な責任があらうと思つてあります。このヒロポンの中毒を防ぐためには、私どもも数回にわたつて多少法律の改正等もいたしてはありますが、にもかかわらず今日百五十万になん／＼とする中毒者を出し、犯罪者として検挙された者の四割がヒロポン中毒者であるといふに至つては、私はこの問題を軽々にすることはできないと思つて、こういう意味においては、この問題に對して厚生省としてはいかなる対策を用意されておるのかといふ点について、一応厚生大臣としての責任ある御所見をお伺いしたいと思つてあります。

○草薙國務大臣 お話の通りに、ヒロポンの中毒はまことに憂うべき状態と存じます。従ひまして昨年来これが原材料になります薬品等の入手経路その

他につきまして詳細な調査をいたしてあります。いざね近々これがまとまることと存じます。が、そういたしますと、大体これらの経路等が判然いたして参りますので、根本的なこれに對する対策を講じたいと存じます。まことにヒロポンの中毒は、ことに青壮年層に大きな被害を与えているという状態でありまして、急いでこれらの処置と対策を講じたいと存じます。

○岡委員 急いで対策を講ぜられるという御意思であります。問題は根本的にひとつこの際この害を除去するに決意のもとに対策を講ずる必要があらうかと思つて、現在でもこの薬の製造については、ある特定の会社はそれを認められておる。またその使用についても、特に精神病を担当する医師等についてはその使用が認められておる。しかし精神病を担当する医師にいたしましても、ヒロポンがなければ医療ができないといふことはないのであります。また多少そのことによつて迷惑をこうむつても、根本的にこういうものは禁止するといふようなところまで思い切つた措置を講ぜられない限りは、今日こうしてやみからやみへと地下水のように浸透していき、ヒロポン中毒を防ぐことはできない。そういう意味でこの際厚生省としては、今国会においてもつと法律の改正をするとか、果敢な措置をもつて、このヒロポンの根絶をなくといふ点についての御考慮を煩わし、また同時にその点については、後刻あらためて厚生大臣なり担当の局長より責任ある具体的な御答弁を要求いたしまして、一応私はこの程度にとどめたいと思つて、一応私もお引続きこの際当局にお願いを

いたしたいことは、ただいま質疑を許されているところの各種法案であります。が、なかんずく医療関係の審議会の問題についてであります。この審議会を設置するという法律案そのものは、法に基く適法のものであり、いわば極めて技術的なものであります。取扱い問題は、何しろ七十年の長きにわたつて日本の薬師会と日本の医師会が葛藤を続けて来た問題でありまして、審議会の導き出す結論については、私どもも重大な関心を持たざるを得ないのであります。そういうわけからいたしまして、前回において、医師は原則として処方箋を交付しなければならぬ、あるいは付添人か患者の希望によつて調剤することも可能である云々の改正がなされたのであります。あの改正をめぐつて、医師会、薬剤師会並びに公正な中立的な立場に立つところの団体なり、また諸君の意向というものが、十分に審議をされ、その結論としてあの改正が導かれたのであります。けれども、この改正に基いて、いよいよ審議会が設置され、改正の内容にわたつての決定をしようとするのであります。ですから、当時における医師会、薬剤師会あるいはこれに關係ある公正な意見を、われ／＼委員会といたしましてもさらに検討をすることも必要であらうかと思つておるので、資料をいたしまして要約した当時の審議の経過をぜひとも御提出をお願いしたいと思います。

それから遺家族の援護法等につきましても、これもまた本院におきましては、引揚げ対策の特別委員会がいろいろと骨を折つてはいたしておられます。が、引揚げ問題は、要はやはり一日も早く一人でも多く帰るというところに問題点があるのであります。から、これは援護法の根本的な解決をいたしまして、いわば援護法がなくなつてしまつた姿がわれ／＼の待望する姿であつてみれば、この法案の審議のために、やはり現在における、特に中共なりの在留日本人あるいは戦犯者の動静、また引揚げの実績、将来の見通し、こういう点についてもやはり具体的な資料の提出をお願いいたします。

以上二件については、ぜひ厚生省として資料を提出をされ、われ／＼の審議に便を与えられんことを要求いたします。次第であります。

○山下(憲)委員 私のお尋ねいたしたことはちよつと議題外になつて恐縮でございますが、MSAの協定に伴ひまして小麦が参ります。この小麦の方はよほどやほり考へた方がよろしからうと思つて、私は厚生大臣御就任早々の際に、学校給食などという問題は厚生省が担当することが最も好ましい姿ではないかとお尋ねいたしましたが、そういったことという御返事でございました。そこで今回の小麦を、これはアメリカの会計年度が六月一ぱいでございまして、相当時間も急ぐ必要のある問題であらうと思つて、全国一千五百万の学童にこれを完全給食の材料にする。農林省には農林省のいろ／＼お企てがあらうと思つて、これが最も好ましい使途のように思われます。この問題が多量に／＼な商取引その他のことに多少でも暗い影を投げます。

とは、将来日本の立場に非常に悪影響が生れるようなことがあつてはならないと思ひますし、外国への贈り物、児童給食などに使いますことがたいへんよいと思ひます。実はけさほど農林大臣と道でちよつと出合ひしましたので、あれを厚生省の方にまわす意思はないかと言つたところが、十七億四だけは厚生省にやるんだ、それは私は円で聞きましたので、どれだけの数量かちよつと即座にはわかりませんでした、文部省とでわけのわからないことをやつたり、あるいは今日行われてゐる給食の状況を見ましても、必ずしも子供が好まないようなやり方をしていて、あまり有効適切でないという面が多々あるようでございますので、こういう問題を厚生省の方で系統立ててやつていただくことが非常に経済でもあるし、有効適切だと思うのですが、そういうことについてお考えになつたことがございしますれば、ひとつぜひお聞かせを願ひたい。それからそういう方法がいらないらば、ひとつ根本的にこの委員会でも考え、立案してみたいような気もするのでございしますが、その点に対する大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○草葉國務大臣 学校給食の問題は、お話の通り大きな大事な問題だと存じます。かつまた今までの歴史から考えましても、ララ物資の配給あるいは放出等を、主として厚生省がお世話役になつて文部省等と連絡しましたので、実施がほどよく行つて参つた。その後これらの物資がなくなりまして、新しく現在のような状態で学校給食が続けられておりますが、しかし全体から見ますと、約半分ぐらいの実施の状態のように承知いたしております。しかし学校給食はただいまお話のありましたように、厚生省が国民の栄養改善あるいは食生活の改善という大きな観点から考えましても、基本的な大きな問題だと存じます。従来から文部省の学校給食に對しましては、厚生省のそれとの関係者が協力申し上げながら学校給食を円滑にするという行き方で行つて参りましたが、文部省自体におきましてもいろいろ最近これらに對する検討を加へられておりますし、またその検討に對しては、厚生省の立場からいろいろ御相談をいたして参つてゐるやうな状況であります。そういう点からこの学校給食を、あるいはお話のように全部厚生省で一貫してやるという方法も考えられる、また学校教育の立場から文部省が中心になつてやるという現在の方法も、これを引續いてやるという点において考えられる。いずれにいたしましてもこれらの学校給食が国民の栄養改善なり食生活の改善の一つの中心問題になつて参りますので、従来通りの行き方でも参りますので、厚生省は今後はこれらの観点から、学校給食が運営されて参りますように、文部省にも強く意見を申したいと考えております。そういうので、寄つて相談をいたしておる次第であります。

○山下(春)委員 いわゆる役所のなわ張りとかなんとかいうことがございまして、従来文部省がやつていた仕事を厚生省に完全に移し切ること、いろいろめんどうな面が出て来るであらうこともよくわかるのであります。食生活改善などということは、農林委員会でも食生活改善委員というやうなものを、相当大幅に今回の予算にも追加されたやうな状況でありますし、この問題は、いづれもう少し系統立つた考え方をもちつてやるべきである。文部省がいくらよくやつてくれておりますけれども、厚生省のごとくいろいろ栄養その他に關する諸施設を備へておる役所がやるということが正しいやうな感じがいたしますし、これは社会保障の一環としてでも考えるべきであつて、ただ単に食生活といふことだけであつて、そういう大きな観点から考えるべき問題だと考えますので、この小委を引取るにあたりまして、こういう機会を契機といたしまして、厚生省としてぜひひとつこれに對して積極的なお考えを進めていただくたいというのを要望いたしておきます。

それからもう一つだけお尋ねいたしますのは、今度消費生活協同組合法の改正案が出まして、過般から社会党の杉山先生などからも盛んにいろいろな点をおただしになつておりました。消費生活協同組合といふものは生れて六年たちましたけれども、まことに遅々として育たないのであります。今度の改正案は私も一部あつたやうに改正したいといわれる厚生省の意見がわからぬ点ではない点がございします。多少本来の法の精神とは曲つたやうな形になつたと思ひますが、しかしそのよつて來つた大きな原因は、やはりあつた信用事業を持たない任意団体がほとんどに國民の生活に役立つやうに働こうとするためには、出発からしてあれに税金をかけるということが間違つておつたのでございしますが、税金が一千二、三百万円とられておつて、そのまゝになつておりますために、なかなか自己資金の蓄積が不可能であつて、つい名義貸しをしてとりあえずお金をかせぐといふこともあつたために、その改正点が今度出て來たのであります。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕
そこでどうしてもこれは大蔵省がうんと言わなければ厚生省ではどうもしやうがないと思ひますけれども、名義貸しをした、それを厚生省が相当忠告したにもかかわらず、それをあえてやれば解散命令まで持つて行くといふのであります。少し行き過ぎだと思ひます。改正は、少し行き過ぎだと思ひますので、また税金を安くする等、消費生活協同組合といふものがほんとうに育つやうに仕向けてやるという温情がございせんかどうか、ちよつとお尋ねしておきます。

○草葉國務大臣 消費生活協同組合ができましたから昨今までの経緯は御承知の通りであります。その状態から考えまして、決して今度の改正で無理に解散命令で解散させるといふ意味でなしに、消費生活協同組合をよく育てるために、一部そういう組合があるために、かえつて誤解を受けたら、あるいは発達を阻害させられておるといふ状態を、むしろ軌道に乗せる方がよくはないか、そういう意味でいたしたのでありますから、こういう改正をいたしまして、ただちに氣に入らない団体があると思ひます。消費生活協同組合の正しい育成、発達に資するためには、一方こういう方法をとつておく方が適當である、こういう観点からいたしたかったので、この点は御了承をいたしたいと思います。

○山下(春)委員 正しい育成発達を望んでおられるといふことでございします。厚生省がほんとうはもう少し今日のまでの間に助成、育成の面を積極的に行つていただくことがよかつたのでございします。実際はこの法律ができて所管は厚生省にあつたのですが、厚生省はこの生協だけは授けておいたやうな形であつたのでございします。これはまことに遺憾な点でございします。これにより少し解散の条項などというものには對しては、そも／＼任意団体でありますし、信用事業の窓口も明けてやつていないし、税金もとられておるしといふわけで、これはやはり考えていただくたい。今日國民の生活水準が上りましたので、こんなものは必要がないと考へるのは非常な間違ひであります。英國あたりは生協が非常に発達して、こういうものが國民の生活をほんとうに正しくバック・アップいたしましたために、あの耐乏生活によくたえて來られたのです。いきなり耐乏しろと言われまして、國民に何ら裏づけになるもの、バックするものがないという状態が耐乏をやれといふと、これはなかなか実施もできないし、脱落する人も出て來るわけですから。今回などはこの緊縮予算、その他の社会情勢からして、より必要なものだと思うのです。が、どうも日本人には不向きだと見えて、ほんとうに育てようと思ひないといふのが今日の状態になつておると思ひます。そういう点は要するにこれを運営する人の問題でありますので、厚生省におきましてはある機関を設けて、生協の運営をする人などを養成することにより乗り出していただくことを望みます。

す。それから解散のあの条件のところを、もうちよつと緩和するような修正を私どもの方からしてあげた方がよくはないかと思ひますので、いずれそういう点も案がまとまりましたらばまた御相談したいと思ひます。いずれにいたしまして、もうちよつと熱意を入れて、社会の生活に必要なものがすべて豊富に出まわつたから必要ないという考え方は非常に大きな間違いで、こういうときには必要ではないかというところから、生協の事業を運営する人の指導者を養成する機関を厚生省内に設けていただくことができるかどうか、そういうことについての御関心を承つておきたいと思ひます。

○安田政府委員 最初に解散の規定が酷に過ぎないかというお話でございますが、私どももそういう点につきましても十分慎重に考えまして、なるべくそういう規定は入れたくないと思つて、いろいろ考えたのでございますが、しかし現在の生活協同組合法というものは、法律違反の際だけ解散ができるということにしておりまして、その点でなか／＼実際と合わない点があるのでございます。たとえて申しますと、今名義貸しの問題が出ましたけれども、これは私どもは消費生活協同組合の実体を備えておるものを名義貸しでつぶそうといつてもいいのであります。しかし実際はもう消費生活協同組合の実体を備えていないで、ただ小さい商人に名前を貸して、それから金をとつて、そして税務署の方からいいますと、中小業者の脱税だといつて騒がれますし、また私の方から言いますと、あまりみんなの生活に貢献してないというふうなものがたくさんござ

います。私の方でいろいろ調べたものでも、もうすでに三十五組合くらいはそういうのがはつきりしておるのがございます。一例を申しますと、組合所有の店舗は二つで、名義を貸しておるものが百五十一くらいある。そういうふうなものはやはり私どももいたしましては是正して行くべきじゃないか。しかしいろいろやりましては、今解散々々と言われましても、一応私どももいましめては、措置命令を出しますから、措置命令を出しました場合に、こういう規定がありますれば、そこであるいは是正されればそれでいいのではないか。そういうふうなことで、やはり私はこの程度のものは必要じゃないか。きのうも国税庁の長官から話があったけれども、やはり実際がそういうことであります。いろいろ特典を与えるためには、われ／＼が努力をしながら、そういう点をいろいろあげて来られますと、私どもの方としては、そういうふうな場合に、向うの言うことを聞かざるを得なくなつて来る。そういうことを考えまして、今度のようないつた規定を設けたのであります。決して私どもは取締りのために取締りをしたいというのではないのであります。消費生活協同組合を発展させたい、よくしたいという気持ちでございまして、その辺はどうぞひとつ御了承願ひたいと思ひます。

それから先ほどもいろいろ／＼消費生活協同組合の発展策につきましても、非常に有益な御意見を承りました。仰せの通りに過去五年間におきまして、私どもの力が足らなかつた点は多々あると思ひるのであります。ただ今までの協同組

合、さらに終戦後の生活協同組合というものが、物資の供給という面にだけ力を注いで参りますと、これはもう経済的な変動が起りますと、必ずそういうものは打撃を受けて参る。そこでどうしてこれは消費生活の全般にわたつて、生活の合理化でありますとか、あるいは利用事業であるとか、あるいは施設をつくるか、あるいはいろいろ／＼な会合を開いて行くというふうなことにまで、消費生活協同組合が入つて行かなければならぬのではないか。農村におきまして、農村の協同組合というものは、そういうふうな点では非常にぐあいがよろしうございまして、大體仕事も同じでございまして、生活様式も似ておる。そういう点で今申し上げましたような生活全般にわたつて協同組合あたりが仕事をして行くの非常に都合がいい。都市におきましては、それがございせんので、いろいろ今申しましたような困難に逢着しております。しかし都会で、労働者その他の勤労者の家庭生活の合理化をどうするかという点になると、やはり消費生活協同組合あたりも大きな役割をになわなければならぬというふうなことも実は考えております。前国会で御審議願ひました資金の貸付等につきましても、これはそういう生活合理化に利用するために、消費生活協同組合の施設を建てる場合に貸すような方法をとつておきまして、店舗の拡張というふうなことで、いたずらに中小業者との摩擦を起すというふうな面でないか、そういう面に実は金を出したいというふうな構想であつたわけでありま

す。そのほか今国会で御審議になつております中小企業金融公庫法の一部

改正案、それから中小企業信用保険法の一部改正案では、それ／＼消費生活協同組合が中に入りまして、金融等についても若干は助かるのではないかと、こういうふうに思つておる次第でございまして。

○山下(春)委員 今の安田局長のお話は大体私も同感の点が多うございまして、措置をするからいきなり解散をするのではないということもよくわかるのでございまして。そうして非常に曲つて育つたということもよくわかるので、やはり税金が、千二、三百万円というぐくわすかなものでございまして、生協にとつてはこれが実際はもう命とりなんでございまして。そこでそれさえなければ、これは今御説明のような形に育つことに基本的な直せると思ひますが、この税金があまり大きいため

に、その税金を安くするということには、また中小商工業者の脱税の場になるという点もでて来ると思ひます。従つてこれはやはり運営する人の問題でございまして。これはせつ／＼法律をもつて定めてあるにもかかわらず、まったく無益なものになつておるというところは非常に残念なことでございまして、あるいはこしはもうだめかとも思ひますけれども、税の問題をひとつ根本的に解決することが、この問題を正しく育てるか育てないかという点の基本的なところと思ひます。局長が御説明になつたような仕事をするのには、やはり税を課せられるという対象ではないかと思ひます。私どももまたつた同感でございまして、ことし間に合わないならば来年度はひとつ早くから国税庁をよく御説得願ひまして、この税の問題を解決して

いた

関連して、医師法あるいは歯科医師法、薬事法をより検討してみますと、基本的には前の法律の改正によつて医師は処方箋を発行し、その処方箋に基いて薬剤師が調剤する、こういう原則はきまつておるわけでありまして、ところがそれはあくまでも原則であつて、その原則に対して一番強い働きをするものは、患者なりあるいは患者を看護しておる人の意思によつてそれが大きく左右されるという点でございまして、なぜならば医師に処方箋を書いてもらつても、医師に投薬をしてもらうか、薬局で投薬をしてもらうかという

に、治療そのものは患者をなすというものが本質であります。またこういふ点にうだつて存じます。またこういふ点に對しまして、確かに医師法、薬事法、歯科医師法の審議の際にも、十分御意見が出た点だと存じております。

をしたりという方法がとられたのであります。そういうふうには実は考えておる。従いまして先年制定された医師法、薬事法、歯科医師法は、やはり純然たる日本の立場において、昭和三十年からこれを実施するというに国会の御意見が一致して、そうして私どもその線に沿つて準備を進めて行くべきものだと思つておる次第であります。

スの勧告というものは、現在の日本の客観情勢から考えて、必ずしも占領政策は正の必要はない、サマスの勧告は現在の日本の客観情勢において正しい、こう了解してさしつかえありませんか。

に相応して定めらるべきことを決定し、政府当局はこの結論に基いて誠意をもつて新体系の確立に當ることを誓約し、かつその実数算定は昭和二十七年末までに完成し、昭和二十八年一月一日から実施する方針であることを明確にした。こういうことが出ております。新医療体系という、いわゆる医師の専門技術に基く診療報酬、薬剤師の調剤報酬というものは、当然これは昭和二十八年一月一日から実施すること、政府が誓約しておるはずで、これは私はまだ算開にして聞かないのでございまして、政府はこの点ひとつ明日でも資料を出していただきたい。

ことは、患者なりあるいはその看護人の自由意思にまかされておるという点でございまして、従つてこれによつて医療分業といふものが大きく左右されるということは、これは医師法なり薬事法なり歯科医師法を検討してみるとすぐわかることなんだ。従つてその例外の場合として、診療上特に必要のある場合、それから薬局の普及が十分でないといふこと、これは原則から言へば例外になると思ひますが、そういう二つの場合について審議をして最終的な結論を与えるのが、この医療関係の審議会設置法案だと思ひのであります。

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

○章葉國務大臣 これはお話の通り

下部の医師大衆に対して押えがきかなくなつた、こういうことを意味する。従つてもしここで医業分業というものをやるとするならば、これは当然原則として法律できめ、国会できめたものだから、やらなければならぬ。やらなければならぬとすれば、その大前提であるところの診療報酬の体系というのは、急速にこの法案が衆議院に上るまでに出して来なければ、われ／＼はのめないということなんです。これは大臣にはつきり申しておきます。前にこういう誓約を政府は天下にしておる。それをまだ現在つくつていない。一昨日閣議に對する答弁では、まだメロ程度しかできておりませんというやうな答弁もありましたけれども、われわれはこの大事な患者本位の政策を実行して行く場合に、単に医者と薬剤師だけの問題として片づけるわけに行きません。当然患者の国民負担がどの程度になるかということが、重大な問題なんです。従つてそういう診療体系というものを持つて来なければならぬ。われ／＼のまかせ、医業関係の審議会というものは、ただ例外の場合の、医者が診療所の処方箋をどういう場合にやらなくてもいいか、こういう場合と、それから地域を考えればいいのであつて、大筋というものは、もうすでに患者の希望によつて左右される段階に來ている。だからその患者の希望を重んずる限りにおいては、患者の経済的な負担の能力を考へて、患者にどの程度負担させるかということが、われわれがこの法案を通す一番の主眼になつて来る。

布状況の調査をなさつております。これは厚生省の薬務局長が都道府県知事あてに通牒を發して、非常に詳細な調査をなさつておる。これはわれ／＼が国民の負担とか、あるいは国民が便になるか不便になるかといったことを考へる際に必要な資料でありますので、この資料もあわせて出してもらいたい、こういうことなんです。まず前段の答弁をひとつ……。

○草葉國務大臣 ただいまお読みになりました、何か政府と誓約したという点は、実は政府は誓約をしておらないはずでございます。たださきに申し上げましたように、最初の原案が昭和二十八年一月一日実施というふうにできておつたから、昭和二十七年一ぱいにこれらの体系をつくれという意味であつた。それを国会の修正におきまして、昭和三十年一月一日と延長をいたしましたという経過であると記憶いたしております。従いまして一つの希望であつたと存じます。

それからただいまお話になりました資料等につきましては、とりそろえたかと存じます。

○滝井委員 二十八年一月が三十年に延びたにしても、大臣の方は新医療体系というものを当委員会に出せるかどうか。計数整理その他むずかしいことか。いかんことではないでしようが、しかしわれ／＼が今後医業分業をやることは大筋はきまつておるのです。もうあと十箇月しかないわけですが、今後政府は補正予算を組まないと言つておるのですから、国会は開かないでしやう。開かないとすれば、この国会中には新しい医療体系を確立しなければ、われわれはこの審議に入れません。従つ

て医者の技術料がどうだというやうなことに ついて、厚生省當局の確信ある医療体系をひとつ出していただきたいということを要望いたしておきます。

○青柳委員長代理 他に御質疑はないやうでありますので、本日はこれにて散會いたします。

次会は追つて公報をもつてお知らせいたします。

午後零時二十三分散會

〔参照〕

清掃法案（内閣提出第九号）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕